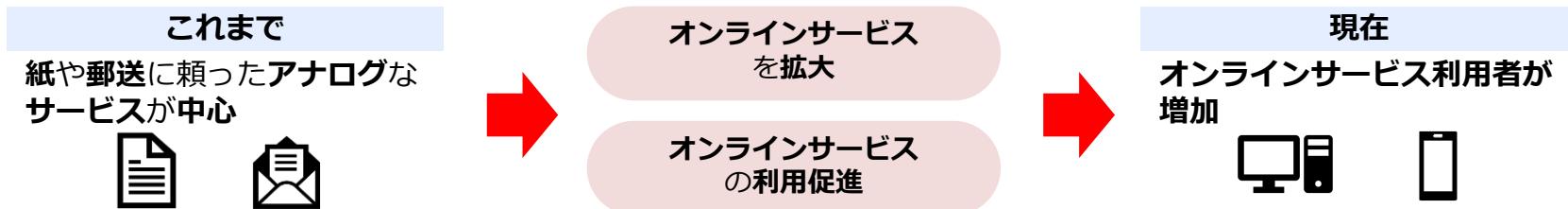


オンラインサービスの推進 (事業所向け・個人向け)



はじめに

- 日本年金機構では、社会全体のデジタル化への対応、お客様の利便性向上を目的として、事業所・個人それぞれのお客様のニーズと申請手続等の特性に応じたオンラインサービスを推進。



< 研修の内容 >

- オンラインサービスの概要やメリットを紹介。
- オンラインサービスの内容をご理解いただき、多くのお客様にご利用いただけるよう、広く周知をお願いします。

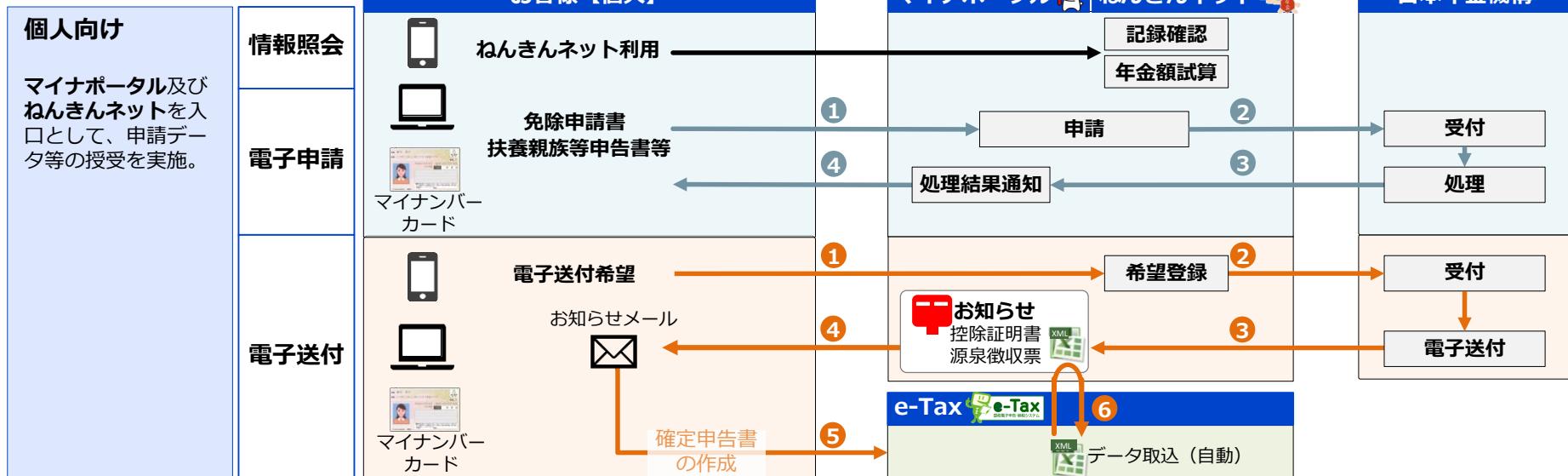
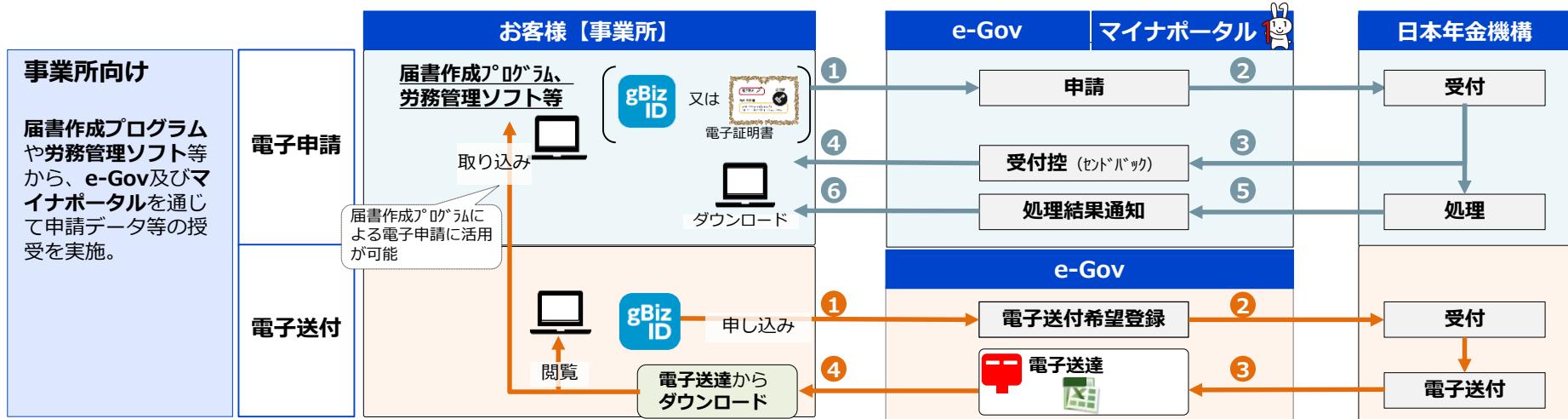
区分	サービス	依頼事項
職域型年金委員	事業所向け	・所属している事業所での利用
	個人向け	・所属している事業所の従業員やそのご家族への周知
地域型年金委員	事業所向け	・活動の場において会社経営者や会社の社会保険事務担当者等への周知
	個人向け	・活動の場において国民年金被保険者や年金受給者等への周知

【オンラインサービスの概要】

	オンラインサービス	概要
事業所向け	電子申請	・事業所が提出する資格取得届や算定基礎届等の社会保険関係の届書をインターネットを利用して提出できるサービス。
	電子送付	・事業所からの希望登録に応じて、毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書を日本年金機構から電子送付するサービス。
	情報照会 (ねんきんネット)	・ご本人が年金加入記録の確認や年金見込額の試算等をインターネット上で実施できるサービス。
個人向け	簡易な電子申請	・ご本人が国民年金保険料の免除・納付猶予申請、扶養親族等申告書等の個人の手続きをインターネットで実施できるサービス。
	電子送付	・日本年金機構から、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、公的年金等の源泉徴収票を電子送付するサービス。電子送付された電子データはe-Taxでの確定申告に利用できます。

【オンラインサービスの全体概要図】

- 万全なセキュリティを確保する観点から、e-Govやマイナポータルといった政府共通基盤の活用を基本としています。



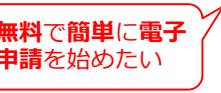
1. 事業所向けオンラインサービス

(1) 電子申請

事業所が提出する資格取得届や算定基礎届等の社会保険関係の届書をインターネットを利用して提出できるサービスです。

① サービスの概要

電子申請の方法は以下の3種類あります。電子申請を行うには、gBizID^{※1}または電子証明書^{※2}が必要です。

申請方法	概要
届書作成プログラム  無料で簡単に電子申請を始めたい	<ul style="list-style-type: none">日本年金機構のHPから無料でダウンロードできるソフト（届書作成プログラム）から電子申請を行う方法。デジタル庁が発行するgBizIDと組み合わせることで、無料で電子申請の環境が整う。電子送付で受け取る被保険者データを取り込むことで、入力項目の一部が予め入力された状態になり、簡易に電子申請することが可能。
労務管理ソフト  労務管理ソフトで管理している情報を活用したい	<ul style="list-style-type: none">民間事業者が提供する市販の労務管理ソフトから電子申請を行う方法。 ※ご利用になるソフトによって利用方法が異なりますので、ご利用の労務管理ソフトのHP等をご確認ください。
e-Gov	<ul style="list-style-type: none">e-Gov（デジタル庁が運営している総合的なポータルサイト）から電子申請を行う方法。 ※上記の2つの方法と異なり、届書項目全ての入力が必要。申請方法等の詳細はe-GovのHPをご確認ください。

※1 gBizIDとは、デジタル庁が運営している認証サービスです。1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスでき、無料で利用可能です。
詳しくはgBizIDのHP（URL : <https://gbiz-id.go.jp>）をご確認ください。

※2 電子証明書とは、電子申請の際、申請者が送信するデータが原本であること、改変されていないことを証明するためのもので実印に相当するものです。
電子証明書は数種類あり、取得方法等は電子証明書を発行する認証局（官公庁または民間）のHP等をご確認ください。

② 電子申請のメリット

利用者



いつでもどこでも申請可能

24時間365日オンラインで申請が可能
在宅勤務をしていても、自宅から申請が可能



処理が速く、正確

申請データをそのまま取り込んで処理するため、紙の届出と比べ、処理が正確で速い



正確な処理

データのまま処理可能であるため、入力誤りがない正確な事務処理が可能



コスト削減

来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減可能



申請時のチェック、データ管理が簡単

申請時に不備がないかシステムチェックが可能
処理状況・結果通知をPCで確認でき、データ管理も簡単



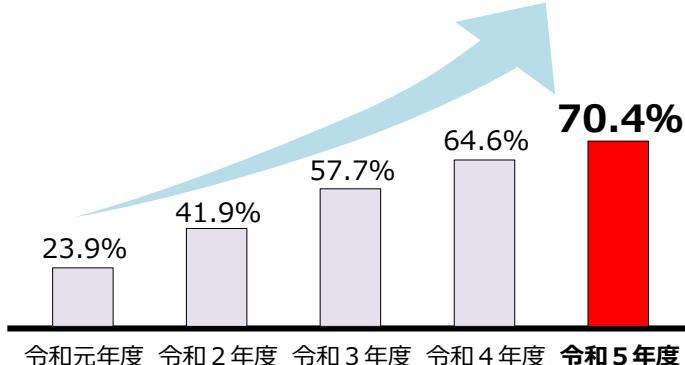
コスト削減

データのまま処理可能であるため、入力作業が不要となり、事務処理コストが削減され、処理も速い

機構

③ 現状

■ 主要7届書^{※1}の電子申請割合は年々上昇し、令和5年度末時点で70.4%まで増加。



※ 1 i 資格取得届 ii 資格喪失届 iii 算定基礎届 iv 月額変更届 v 賞与支払届
vi 健康保険被扶養者異動届 vii 国民年金第3号被保険者関係届

■ 電子申請された届書は、事務処理の日数^{※2}が短縮。紙の届書より処理が速く、保険証の発行も早い。

届出	申請方法	H31.4	R4.4
資格取得届	電子申請	3.3日	0.7日
	紙申請	4.2日	3.6日
健康保険 被扶養者異動届	電子申請	2.8日	0.9日
	紙申請	4.1日	3.6日

※ 2 機構における届書の受付日の翌日から資格確認までの期間（土日祝日除く）であり、全国健康保険協会における健康保険被保険者証の作成に要する期間を含まない

④ 導入にあたって

- 利用開始にあたっては、**年金事務所**による電話や訪問サポートがあります。
お気軽に管轄の年金事務所へお問い合わせください。
- 利用環境の導入コストに関して、**IT導入補助金制度**（次頁参照）も準備されています。

〈電子申請利用中の中小企業の皆様からの声〉

- ・資格取得届等の提出に伴う**保険証の発行が早くなつた**。
- ・**届書作成が楽**になった。紙の届書だと必要事項を全て手書きしなければならず手間だった。
- ・電子申請への切り替えに、**最初は戸惑つたが、慣れれば電子申請の方が楽**になった。
- ・届書の郵送費用や窓口に提出する際の交通費が掛からなくなつた。
- ・gBizID、届書作成プログラムの利用に費用が掛からず、手軽に手続きが開始できた。
- ・手続方法も日本年金機構HPで確認でき、分かりやすかつた。
- ・データで管理できるので、ペーパレス化につながつた。



<参考> 経済産業省（中小企業庁）が所管している「IT導入補助金」制度について

ソフトウェア購入費や導入関連費用などの一部を補助する「IT導入補助金」制度があります。

詳しくは、IT導入補助金HP（URL：<https://it-shien.smrj.go.jp>）をご確認ください。

<通常枠（A・B類型）>

中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

補助対象者

中小企業・小規模事業者の
みなさま

補助率

1/2以内

補助額

1プロセス以上
5万円以上150万円未満

4プロセス以上

150万円以上450万円以下

※プロセス数の要件により補助額が異なる

ITツールの要件

下図の内、1種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請すること（汎用プロセスのみは不可）



補助対象

ソフトウェア	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）
オプション	機能拡張、データ連携ツール、セキュリティ
役務の提供	導入コンサルティング、導入設定/マニュアル作成/導入研修、保守サポート

(2) 電子送付（オンライン事業所年金情報サービス）

事業所からの希望登録に応じて、毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書を日本年金機構から電子送付するサービスです。
(令和5年1月サービス開始)

① サービスの概要

事業主のgBizID※により、e-Govから電子送付希望を登録することで、毎月の社会保険料額情報等の各種情報・通知書を定期的に電子データで受け取れます。

※ 利用申込みは、事業主名義で実施する必要がありますが、e-Govのアカウント間情報共有機能を活用することで、毎月の閲覧は事業主が指定した担当者が実施することも可能です。

各種情報・通知書の内容		メリット
社会保険料額情報	・月末に納付いただく社会保険料の見込額の情報。	・郵送される納入告知書、保険料納入告知額・領収済額通知書が届くよりも早く社会保険料額を知ることが出来ます。
保険料増減内訳書	・保険料の増減に該当する被保険者、増減となった理由及び増減額の情報。	・資格取得届等の提出により、前月と当月の社会保険料額に増減が生じた場合に、その理由等を知ることが出来ます。
基本保険料算出内訳書	・9月分※の保険料の基礎となる標準報酬月額ごとの被保険者数等の情報。毎年10月にのみ作成されます。 ※毎年7月に提出される算定基礎届が最初に反映される月	・算定基礎届を提出した結果の標準報酬月額毎の人数を知ることが出来ます。
賞与保険料算出内訳書	・被保険者ごとの賞与保険料の情報。 賞与支払届の提出があった場合にのみ作成されます。	・個人毎の賞与に係る保険料額を知ることが出来ます。
被保険者データ	・届書作成プログラム※で簡単に届書を作成するための事業所と被保険者の情報。 ※日本年金機構が無料で提供している、届書を簡単に作成・申請できるソフト	・社会保険の手続きを簡単に電子申請することが出来ます。
保険料納入告知額・ 領収済額通知書 (R6.1~)	・社会保険料を口座振替で納付している事業所に対して、当月の口座振替額と前月の領収額を通知するもの。	・毎月、郵送されてくる口座振替額の通知の管理が簡単になります。

New!!

② 電子送付のメリット

利用者



連絡不要で、必要な情報を定期的に入手可能

必要な都度、年金事務所へ連絡する必要はなく、1度の申込で、定期的に必要な情報が電子送付される



いつでもどこでも確認可能

24時間365日オンラインで、どこでも確認可能
関係者間の情報共有が容易になる

機構



コスト削減

通知書作成や郵送に係るコストが削減される
照会対応に伴う作業時間が削減される



早く確認・受取が可能

例えば、保険料額情報は1週間程度、被保険者データは20日間程度、郵送よりも早く確認・受け取りが可能



簡易に電子申請が可能

機構が提供する届書作成プログラムに取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請が可能

③ 利用にあたって

- 本サービスを利用するためには、e-Govを通じて**利用申込みが必要です。**

【電子送付申込画面（e-Gov）】

【オンライン事業所年金情報サービス】電子送付開始手続き

日本年金機構から社会保険料額等の情報をオンラインで定期的に受け取る際の手続きです。
オンライン事業所年金情報サービスは、日本年金機構から事業所の方向けに、社会保険料額情報等を電子データでe-Govのマイページ内の「電子送達」へお届けする電子送付サービスです。
※ 申請項目や情報・通知書の詳細は左上の「様式記入要領」を参照してください。

電子送付開始対象の事業所情報

事業所整理記号・事業所番号を入力してください。

事業所整理記号 (例: 2101-イロハ)
2101 - 2101
(例: 01234)
01234

事業所番号

事業所整理記号及び
事業所番号を入力

情報・通知書ごとに電子
送付希望の有無を選択

情報・通知書ごとの電子送付希望

電子送付を希望する場合は「希望する」を選択してください。希望しない場合は「希望しない」を選択してください。
※ 電子送付する情報・通知書の変更は隨時「電子送付変更手続き」で行なうことができます。

社会保険料額情報

希望する

月末に納付いただく社会保険料の見込み額をお知らせするものです。

希望しない

保険料納入告知額・領収済額通知書

希望する

社会保険料を口座振替で納付いただいている事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。
※ 電子送付を希望した場合、紙の通知書は郵送されなくなります。

希望しない

保険料増減内訳書

希望する

資格取得届の提出等により、前月と当月の社会保険料額に増減があった場合、増減の原因となった被保険者や標準報酬月額等を確認できます。
※ 電子送付を希望した場合、紙の通知書は郵送されなくなります。

希望しない

基本保険料算出内訳書

希望する

9月分※の保険料の基礎となる標準報酬月額ごとの被保険者数等を確認できます。
※ 毎年7月に提出される算定基礎届が最初に反映される月

希望しない

賞与保険料算出内訳書

希望する

賞与保険料の内訳を、被保険者ごとに確認できます。
賞与支払届の提出があった場合にのみ作成されます。

希望しない

被保険者データ

希望する

届書作成プログラムで簡単に届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。
※ 届書作成プログラムとは、日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるプログラムです。

希望しない

決定通知書

希望する※

届出された届書の処理結果を通知するものです。
※ 電子申請で届出を行った場合の決定通知書は対象外です。

2. 個人向けオンラインサービス

(1) ねんきんネット

ご本人が年金加入記録の確認や年金見込額の試算等をインターネット上で実施できるサービスです。

① サービスの概要

■ ねんきんネットの機能

※ 機能の詳細は、機構HPやリーフレット等（P13参照）を参照してください。

機能	概要
年金記録	年金記録の確認 <ul style="list-style-type: none">ご自身の年金記録を月別や制度（国民年金、厚生年金保険、船員保険）別で確認することができます。
	持ち主不明記録検索 <ul style="list-style-type: none">持ち主が分からぬ年金記録（未確認記録）を検索できます。すでに亡くなられた方の年金記録をご遺族の方が検索することもできます。 ※記録が判明した場合は、お近くの年金事務所へご相談下さい。
年金見込額の試算	<ul style="list-style-type: none">簡単な操作で、現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定した年金見込額を試算できます。また、お客様ご自身で様々な条件を設定することで、詳細な年金見込額も試算できます。
電子申請 ※詳細はP10参照	<ul style="list-style-type: none">扶養親族等申告書の電子申請をすることができます。
通知書	通知書の確認 <ul style="list-style-type: none">日本年金機構から送付する以下の通知書などをPDFファイルで確認できます。<ul style="list-style-type: none">厚生年金保険/国民年金被保険者の方 ⇒ ねんきん定期便国民年金保険料を納付した方 ⇒ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書年金受給者の方 ⇒ 公的年金等の源泉徴収票、年金振込通知書 等また、一部通知書は電子送付し、紙の郵送を止めることもできます。 ※詳細はP12参照
	通知書の再交付申請 <ul style="list-style-type: none">通知書をねんきんネットから再交付申請することができます。なお、「公的年金等の源泉徴収票」及び「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、電子通知書の再交付申請を行うこともできます。

おススメ!!

■ ログイン方法

ログイン方法

マイナンバーカード

リーフレット（別添2）参照

概要

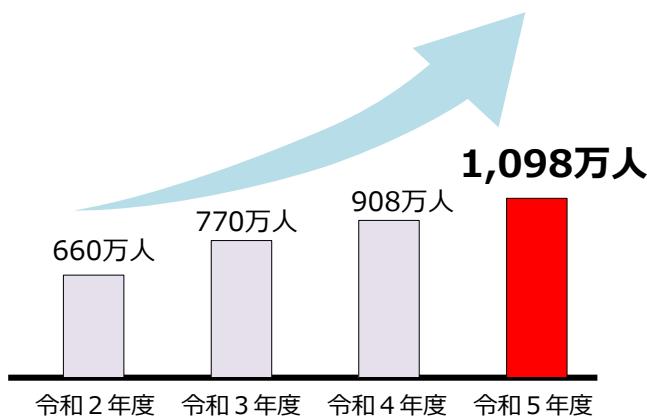
- ・マイナンバーカード※を利用して、**マイナポータル**にログインの上、**ねんきんネット**を利用する方法。
※ マイナンバーカード保有枚数：89,887千枚（令和5年8月31日時点）
- ・ねんきんネットユーザID取得の手間が掛からず、簡単に利用開始可能。
- ・後述する電子申請や電子送付サービスを利用可能。

ねんきんネットユーザID

- ・ねんきんネットユーザIDを取得し、**ねんきんネット**を利用する方法。
- ・マイナンバーカードを未取得でも、**ねんきんネット**を利用可能。
- ・ねんきん定期便等に記載されたアクセスキーを活用して**ねんきんネットユーザID**を取得。
- ・後述する電子申請や電子送付サービスは利用不可。

② 現状

■ ねんきんネット利用者数は年々増加し、令和5年度末時点で**1,098万人**まで増加。



スマホ・PCによる利用が可能

(2) 簡易な電子申請

ご本人が国民年金保険料の免除・納付猶予申請、扶養親族等申告書等の個人の手続きをインターネットで実施できるサービスです。

① サービスの概要

マイナポータルやねんきんネットを利用した電子申請可能な届書は以下のとおり。

対象者	手続き	概要
国民年金被保険者	国民年金被保険者の資格取得 (種別変更)	・会社を退職した等で国民年金第1号被保険者となるための手続き。
	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	・失業や所得が少ない等の理由で国民年金保険料を納付できない場合に、免除や納付猶予を申請するための手続き。
	国民年金保険料学生納付特例申請書	・学生の方が国民年金保険料を納付できない場合に、納付の猶予を申請するための手続き。
	New!! 国民年金保険料口座振替納付（変更） 申出書（R6.3～）	・国民年金保険料について、口座振替による納付を始めるとき、振替口座を変更するときの手続き。
年金受給者	New!! 扶養親族等申告書（R5.9～）	・年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除等、各種控除を受ける際に日本年金機構へ提出する申告書。
これから年金を受給する者	New!! 老齢年金請求書（R6.6～（予定）） ※一部の方を対象	・受給年齢に達し、老齢年金を受け取る権利が発生した方が年金を受け取るための手続き。

② 簡易な電子申請のメリット

利用者



スマホで手続きが完結

スマホで申請・処理結果の確認が可能
(PCでも可能)



いつでもどこでも申請可能

24時間365日オンラインで申請可能
年金事務所の窓口に行かず、ご自宅から申請可能

機構



正確な処理

データのまま処理可能であるため、入力誤りがない正確な事務処理が可能



届書の作成が簡単

氏名や基礎年金番号等の情報が画面に照写されており、入力が不要なため、届書を簡単に作成することが可能



費用削減

来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減可能



コスト削減

データのまま処理可能であるため、入力作業が不要であり、届書入力に係るコストが削減される

③ 簡易な電子申請の特徴

特徴 1 届書の入力が簡単

届書入力画面に日本年金機構が保有する情報が予め表示されているため、ご自身で入力する項目は少なくなります。

① 受給者情報	
氏名	年金 太郎 様
基礎年金番号	1234-5678920
年金コード	1150（老齢基礎・厚生年金）
氏名 (フリガナ)	ネンキン タロウ
生年月日	昭和26年10月25日
郵便番号	123-4567
東京都杉並区高井戸西	

氏名や基礎年金番号等、機構が保有する情報は予め表示。

特徴 2 届書の不備をすぐに検知

必須項目の入力漏れ等、不備がある場合、申請時にすぐに不備箇所がお知らせされますので、届出事項漏れがありません。

④ 利用にあたって

- マイナンバーカードによって、簡単・安全にオンライン手続きを実施できるようになりました。
- 今後、電子申請できる届書は順次拡大する予定です。
老齢年金の請求書もスマートフォンで電子申請できるようになります。

(3) 電子送付（令和4年10月サービス開始）

日本年金機構から、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書及び公的年金等の源泉徴収票を電子送付するサービスです。

① サービスの概要

- マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、確定申告や年末調整で必要な控除証明書及び源泉徴収票を電子データで受け取れます。
- 受け取った電子データは国税庁が提供するe-Taxに取り込み、簡単に確定申告をすることが可能です。
- ねんきんネットから、電子送付の希望を登録※すれば、以後、控除証明書及び源泉徴収票が発行される都度、電子データが電子送付されます。

※ 電子送付の希望登録を行うと、紙の控除証明書及び源泉徴収票は郵送しません

② 電子送付のメリット

利用者



簡単に確定申告が可能

e-Taxにおける確定申告時に、受け取った電子データを活用することで、入力の誤りがなく、手間も減る



早く受け取り可能

例えば、源泉徴収票であれば、紙よりも1～2週間程度早く受け取りが可能

機構



コスト削減

通知書作成や郵送に係るコストが削減される



スマホとマイナンバーカード
でe-Tax！

③ 利用にあたって

- 電子送付日までに電子送付希望の登録が完了していれば、電子送付されます。
- 電子送付日までに登録が間に合わなかった場合でも、ねんきんネットから再交付申請を行うことで、通知書の電子データを受け取ることができます。

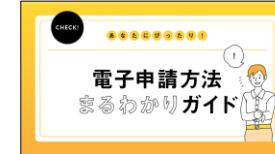
④ その他の通知書

- ねんきんネットでは、被保険者等に対して年に1回発行されるねんきん定期便や年金受給者に郵送する振込通知書もオンラインで閲覧できます。
- さらに、ねんきん定期便は、「ペーパレス化」の登録を行うと、郵送を抑止できます。
「ペーパレス化」は、誤配達のリスクが無くなるとともに、環境にも優しいというメリットもあります。



詳細な利用法等

- 詳細な利用方法等が記載されたHPのURLは以下のとおりです。
- リーフレットもご用意しておりますので、**利用いただく際や周知いただく際にご活用ください。**

	オンラインサービス	機構HP	リーフレット
	URL	動画掲載	
事業所向け	電子申請	 日本年金機構 電子申請 <input type="button" value="検索"/>	あり 
	電子送付 (オンライン事業所 年金情報サービス)	 オンライン事業所年金情報サービス <input type="button" value="検索"/>	あり 
個人向け	ねんきんネット	 ねんきんネット <input type="button" value="検索"/>	なし 別添 2
	簡易な電子申請	国民年金関係  国民年金 電子申請 <input type="button" value="検索"/>	あり 
	扶養親族等申告書	 扶養親族等申告書 電子申請 <input type="button" value="検索"/>	あり 別添 4
	電子送付	 年金 通知書 電子送付 <input type="button" value="検索"/>	あり 別添 5 (控除証明書) 別添 6 (源泉徴収票)